

3. 小規模施設等看護職員研修支援事業（滋賀県）

事業の概要

目的	訪問看護ステーションや診療所等に従事する看護職員および病院に勤務する看護職員に対して、在宅医療を支えるための知識や手技の習得を目指すとともに、病院と在宅を支える施設の連携強化を図る。また、研修機会に乏しい診療所や訪問看護ステーション等で勤務する看護職員の研修機会を確保することにより、資質向上を目指すことを目的とする。
実施主体または委託先	滋賀県（公益社団法人滋賀県看護協会委託）
事業内容	診療所や訪問看護ステーション等で勤務する看護職員を対象とした研修および在宅医療福祉施設・医療機関の看護職員相互研修の実施に向けたプログラムを策定し、研修会を実施する。 ※本事業は、平成 26 年度においては、在宅医療施設等の看護職員相互研修事業および小規模施設看護職員研修支援事業にて実施し、平成 27 年度においては、両事業を合わせて小規模施設看護職員研修支援事業にて実施した。
対象者または対象施設	病院、診療所、訪問看護ステーション等に勤務する看護職員
定員または募集施設数	平成 26 年度 小規模施設看護職員研修支援事業 50 名程度 平成 27 年度 小規模施設看護職員研修支援事業 200 名程度
開催回数または開催日数	平成 26 年度 県内 1 医療圏域にて 2 日間 平成 27 年度 各医療圏域にて 6 日間
実施期間	平成 26 年度～27 年度
予算額及び財源	平成 26 年度 小規模施設看護職員研修支援事業 500 千円（地域医療総合確保基金） （在宅医療施設等の看護職員相互研修事業 2,700 千円（一般財源）） 平成 27 年度 小規模施設看護職員研修支援事業 2,000 千円（地域医療総合確保基金）

県プロフィール

人口	1,413,000 人 ¹⁾	面積	4,017.38 km ²²⁾
就業看護職員数	15,846 (13,896.2)人 [※]	病院数	57 ⁴⁾
就業看護師数	12,735 (11,314.3)人 ³⁾	一般診療所数	1,046 ⁴⁾
就業准看護師数	1,982 (1,553.0)人 ³⁾	助産所数	54 ⁵⁾
就業保健師数	668 (626.2)人 ³⁾	介護老人保健施設数	79 ⁶⁾
就業助産師数	461 (402.7)人 ³⁾	訪問看護ステーション数	82 ⁶⁾

注：就業看護職員数・就業看護師数・就業准看護師数・就業保健師数・就業助産師数の数値は、実人数であり、（ ）内は常勤換算

※ 就業看護職員数は、就業看護師数・就業准看護師数・就業保健師数・就業助産師数の合計から算出

1) 総務省統計局：人口推計（平成 27 年 10 月 1 日時点）

2) 国土交通省国土地理院：平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調（平成 27 年 10 月 1 日時点）

3) 厚生労働省：平成 26 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況（平成 26 年末時点）

4) 厚生労働省：平成 27 年医療施設調査（平成 27 年 10 月 1 日時点）

5) 厚生労働省：平成 27 年衛生行政報告例（平成 27 年度末時点）

6) 厚生労働省：平成 27 年介護サービス施設・事業所調査（平成 27 年 10 月 1 日時点）

事業の立案から実施までの過程

1. 現状把握及び問題抽出

事業立案にかかる現状把握

県内の看護職員の研修については、関係団体からの要望等において、診療所や訪問看護ステーション等で勤務する看護職員の研修の機会が少ないという意見がきかれた。

また、県が実施している平成 25 年度県政世論調査結果^{※1}により、県民が「力を入れてほしい県の施策」として「在宅医療の推進や介護サービス、医療施設の整備」が 26.9%であった。

さらに、厚生労働省にて策定された第 7 次看護職員需給見通しに関する検討会報告書（平成 22 年 12 月策定）^{※2}において、平成 27 年の滋賀県の看護職員の需要数は 14,433.7 人、供給数は 14,393.2 人、需要数が供給数を 40.5 人（常勤換算）上回ることが予想された。

【現状把握のためのデータや調査結果】

※1 平成 25 年度 県政世論調査：

県政全体に関する満足度と県政の当面の課題等をテーマに選び、県民の意識・意向を調査し、今後の県政をすすめるうえでの基礎資料とすることを目的とし、県により実施されている。

※2 第 7 次看護職員需給見通しに関する検討会報告書：

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（平成 4 年 12 月 25 日文部省・厚生省・労働省告示第 1 号）において、「国は、医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護師等の養成を図るなど就業者数の確保に努めるべきもの」とされており、当該報告書では、平成 23 年から平成 27 年までの看護職員需給見通しを取りまとめている。

※3 滋賀県保健医療計画（平成 25 年 3 月改訂）：

県では、当該計画の策定により、医療資源の適正な配置を図り、健康増進から疾病の予防・診断・治療、リハビリテーションに至る総合的な保健医療供給体制の確立を目指し、各種の施策を推進している。

現状把握から抽出された課題

現状把握にて参考とした県政世論調査、滋賀県保健医療計画^{※3}等から、在宅医療福祉の推進は県民の期待も大きく、その必要性が高いことを踏まえ、訪問看護ステーション等の在宅療養等を支える人材を確保するとともに、在宅医療を見通した役割を遂行できる人材育成や地域の在宅医療を支える小規模施設の看護職員の資質向上が必要であることが課題として挙げられた。

課題を解決するために設定した目標

県の施策の一つである「滋賀県保健医療計画」にて、「医療の高度化・専門化に対応するため、より高度な知識と技術を習得し、質の高い看護が提供できるよう、資質の向上を図るとともに、研修機会の少ない小規模施設の看護職員に対する研修機会の確保に努める」ことや「地域の医療福祉関係者が協働して行う従事者の資質向上」を促進することが明記されており、当該計画の方針を踏まえ、「小規模施設の看護職員研修が各医療圏域単位（7 圏域）で開催されることにより、看護職員の資質の向上や地域の医療従事者の顔の見える関係性の構築を図ること」を目標として設定した。

2. 事業案の立案及び検討

事業案の立案

事業案の立案においては、小規模施設における看護職員は研修の代替要員が確保しにくく、長期間の研修に参加しにくいことを考慮し、研修の日程を1日～2日間に設定した。

また、研修プログラムの企画及び評価については、地域の看護職員が必要としている研修が実施できるよう、医師会や圏域関係機関の代表者等により構成される検討会を設置することとした。

平成26年度の小規模施設看護職員研修事業の実施については、身近な医療圏域内での研修を1圏域にてモデル的に実施することとした。また、看護職員相互研修事業の実施についても、圏域内の在宅施設と病院の相互理解を深めるという観点から、身近な圏域において実施していた。

平成27年度においては、平成26年度の実績をふまえ圏域単位に実施する2つの事業を一本化し、くらしを支えるためには圏域単位での看護職員間の顔の見える関係づくりの推進が必要であるという理由から、小規模施設看護職員研修支援事業にて、前年度の在宅医療施設等の看護職員相互研修事業と小規模施設看護職員研修支援事業による研修を実施した。

事業案により期待される効果等の検討

期待される効果や実現可能性についても検討を行った。

期待される効果としては、当該研修の受講により、研修機会の少ない訪問看護ステーションや診療所等に従事する看護職員及び病院に勤務する看護職員が在宅医療を支えるための知識や手技を習得できるとともに、研修のグループワーク等を通して顔の見える関係づくりの推進につながり、病院と在宅を支える施設の連携が強化されることが挙げられた。

事業案の実現可能性としては、事業の委託先となりうる県看護協会から当該事業への要望がみられたため、委託先が確保しやすいという点から実現可能性が高いことが挙げられた。

事業の評価方法

事業の評価方法について検討した結果、研修終了後に研修プログラムの内容及び課題到達度等についてアンケート等を行うとともに、検討会により研修の開催回数や定員数等について総合的に評価を行うこととした。

3. 事業案の提案及び決定

担当部署内での提案方法の工夫

滋賀県保健医療計画等に掲げている施策のために必要な研修であることを提案した。

事業の委託先の確保や関係団体との調整

県では、日頃から関係団体（県看護協会、大学等）との他の事業を通しての連携や在宅医療福祉を担う看護職員確保対策推進協議会等の会議を行い、問題意識の共有を図ることができていたため、県看護協会への円滑な事業の委託につながった。

4. 事業の実施

研修プログラム及び年間スケジュール

平成 27 年 2 月、3 月	： 検討会の開催
平成 27 年 1 月～3 月	： 研修の実施
平成 27 年 11 月、3 月	： 検討会の開催
平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月	： 研修の実施

集合研修、病院及び在宅医療福祉施設の相互実習

看護の動向、褥瘡ケアと予防対策、感染症予防対策、看護技術研修等の公開講座

実施先または委託先による講師等の確保

講師等の確保については、研修事業の委託先である県看護協会にて、目的に合わせこれまでの講義履歴や活動実績により講師の確保している。